

65歳超雇用推進助成金 について

注目トピックス

01 | 65歳超雇用推進助成金について

「労働力人口の減少」「老齢年金の支給開始年齢の引き上げ」などの背景もあり、また政府が進める「一億総活躍社会プラン」の一環として、高齢者雇用に関する助成金が新設されました。助成金の要件や支給額を解説するとともに、定年引上げの企業リスクについても触れます。

特集

02 | 年末調整の基礎知識

少子高齢化に伴う労働力人口の減少は、年金の持続可能性や企業の国際的な競争力確保などに悪影響を及ぼし、ひいては将来の経済に大きな影響を与えます。

そのため政府は、「高齢者」「育児・介護中の者」などに着目し、彼らが活躍できるように様々な働きかけを検討しています。

社会保険労務士法人 未来経営より

03 | お問い合わせについて

04 | 近況報告

65 歳超雇用推進助成金について

65 歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して支給される助成金が新設されました。

はじめに

「労働力人口の減少」「老齢年金の支給開始年齢の引き上げ」などの背景もあり、また政府が進める「一億総活躍社会プラン」の一環として、高齢者雇用に関する助成金が新設されました。助成金の要件や支給額を解説するとともに、定年引上げの企業リスクについても触れます。

概要

「65 歳超雇用推進助成金」は、高齢者の雇用促進を目的として、「65 歳以上への定年の引上げ」、「定年の定め廃止」、「希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入」のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。約 3 年半前に廃止となった「中小企業定年引上げ等奨励金」と同様の趣旨の助成金が復活しました。

主な受給要件

受給のための主な要件は以下のとおりです。ただし、1 事業主 1 回限りの支給です。

(1) 平成 28 年 10 月 19 日以降において、労働協約又は就業規則による、次の [1] ~ [3] のいずれかに該当する制度を実施したこと。

- [1] 65 歳以上への定年引上げ
- [2] 定年の定め廃止
- [3] 希望者全員を 66 歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入

(2) (1)の制度を規定した際に社労士など専門家に委託費などの経費を支出したこと。

(3) (1)の制度を規定した労働協約又は就業規則を整備していること。

(4) (1)の制度の実施日から起算して 1 年前の日から支給申請日までの間に、高年齢者雇用安定法第 8 条又は第 1 条第 1 項の規定に違反していないこと。これは、現行法規

の最低ルールである「定年 60 歳以上、希望者全員の継続雇用制度 65 歳※」のルールを 1 年以上前から守っていることの意味です。※例外あり。

(5) 支給申請日の前日において、当該事業主に 1 年以上継続して雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。期間の定めのない労働契約を締結する労働者又は定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限る。）が 1 人以上いること。

このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

支給額

①	65 歳への定年の引上げ	100 万円
②	66 歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止	120 万円
③	希望者全員を 66 歳から 69 歳までのいずれかの年齢まで雇用する継続雇用制度の導入	60 万円
④	希望者全員を 70 歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入	80 万円

※ 定年の引上げと継続雇用制度の導入をあわせて実施した場合でも、支給額は定年の引上げを実施した際の額のみとなります。

定年を引き上げる企業側のリスク

定年を引き上げることのリスクは①賃金や退職金などの金銭トラブルリスク②人件費増のリスクが挙げられます。定年が 60 歳や 65 歳時に設定してあれば、年齢による体力低下などに伴って、定年をきっかけとして再雇用後の賃金条件を見直しやすくなりますが、定年等を引き上げることでそのタイミングが設定しにくくなるかもしれません。

助成金額ではなく、自社に合うことを確認して申請をしましょう。

年末調整の基礎知識

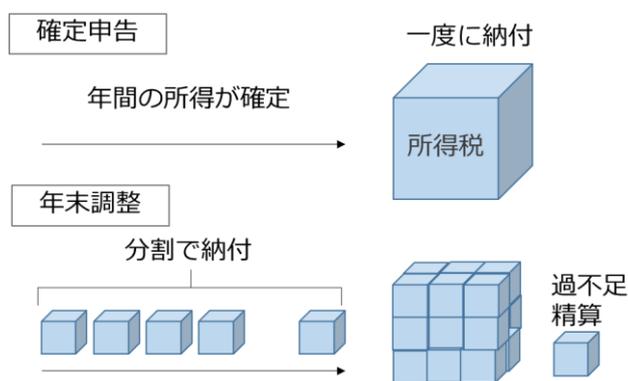
まもなく年末調整の時期です。税法上の扶養範囲となる収入の改定法案、マイナンバー制度の開始なども相まって注目を集めています。まずは大枠での理解を深めましょう。

はじめに

まもなく所得税の年末調整をする時期になります。従業員の方に年末調整の案内をはじめている方も多いでしょう。今年は「税法上の扶養となる収入ラインの改定」や「マイナンバー制度の開始」なども相まって注目を集めています。この記事ではもっとハードルを下げ、年末調整の基本的な意味合いと考え方について解説します。

そもそも年末調整とは何か

年末調整を一言で表すならば「**アバウトに天引きしている所得税の過不足精算をする作業**」と言えます。所得税は1月から12月までの所得に対してかかる税金ですから、その年が終わらなければ正確な所得計算はできません。ところが、戦時中に戦費調達のためから所得税を前取りする仕組みが始まりました。つまり、給与所得者については毎月の給与から最終的な所得を予想して所得税を計算・天引きし、国の「資金繰り」に役立てたというわけです。



所得とは

所得とは、「収入から必要経費を引いたもの」と定義されます。収入の金額から収入を得るために必要な経費を差し引いた「余りのお金」が所得であり、その余ったお金の大きさに応じて所得税率をかけて「所得税」が決定されます。つまり、収入額が同じであれば、必要経費が多ければ多いほど、所得税が低くなるということになります。

必要経費とは

必要経費に対する考え方は自営業者と給与所得者（いわゆるサラリーマン）とで異なります。自営業者については、企業活動に必要な「家賃」「広告費」「人件費」「通信費」などの費用をひとつひとつ計算して必要経費を算出しますが、給与所得者については実際にかかった経費の金額に関わらず、収入額に応じて「だいたいこのくらいの経費がかかるだろう」とあらかじめ定められた計算式に当てはめて必要経費額を決定します。これを「**給与所得控除**」といいます。

自営業者	給与所得者
実際にかかった経費をそれぞれ計算	計算式に当てはめて経費額を計算

その他の必要経費

その他、年末調整の時に必要経費申告をすることが決められている種類の経費があります。例えば**扶養控除**は、扶養家族の種類や人数により経費計上をします。**社会保険料**も経費計上できます。また、民間の生命保険の中に一部経費にすることが認められているもの（**生命保険料控除**）もあります。

所得税の計算

前述の必要経費を収入額から引いて得た金額＝所得額に対して、税率をかけてその人の所得税を決定します。日本は累進課税制度を取っているため、**所得が高い人ほど税率が高くなる**ように設計されています。

住宅借入金等特別控除

さらに、住宅ローンを組んで持ち家を購入した人に対しては、「ローンが大変だろうから、算出された所得税から特別に割引できる」という住宅借入金等特別控除があります。言い換えると、「所得税を安くするから家を買ってくれ」と国が奨励している事情が表れています。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今回の労務の達人はいかがでしたか？

次回も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 未来経営	
代表	高山 正
所在地	〒390-0874 長野県松本市大手 4-6-4
営業時間	平日 8:30~17:30
電話	0263-32-2002
FAX	0263-32-7684
メール	info-sr@mirai-keiei.net

スタッフよりあいさつ

未来経営の高山です。

寒くなってくると、温かいおでんや鍋が恋しくなりますが、おでんや鍋が一番売れる時期はいつごろでしょう？最も寒い1月か2月ごろでしょうか。

答えは11月頃なのです。意外と思われた方もいらっしゃるかと思いますが、寒いときではなく、寒いと感じだしたときに最も売れるのです。人は物事を相対的にとらえるため、常に寒ければそれが当たり前になってしまい、あまり寒いと思わなくなってしまうのです。いつも安い牛丼のすき家が1,080円の黒毛和牛弁当を出すと、それほど高くなかなくてもとても高級に感じてしまうことと同じです。

話を元に戻すと、最もその効果が高いと思われる時期ではなく、変化が最も大きい時期にプロモーションをかけることが大切なのです。異性に告白するなら最もスリムになったときではなく、最も変化があったときに告白するほうが得策かもしれません。

